

陳 情 文 書 表

受理番号	3941	受理年月日	令和5年1月24日
件名	普天間基地周辺における子供たちの安全保障の要請		
要旨	<p>2017年12月7日、緑ヶ丘保育園では、CH53E米軍ヘリのプラスチック部品落下事故が起きた。沖縄県警はこの部品について、米軍ヘリからの落下物とは特定できなかったが、その可能性を否定するものでもないと発表している（2020年12月）。落下物が見付かったのは、子供たちが遊ぶ園庭から僅か50センチメートルの所だった。直径8センチメートル、長さ10センチメートル、重さ213グラムの部品が子供たちに当たっていたらと思うと、とても恐ろしい。同年12月13日には、普天間第二小の運動場にCH53E米軍ヘリから重さ約7.7キログラムの窓枠が落下する事故があった。このとき、落下の衝撃によって跳ねた小石が体育の授業中だった児童一人に当たり、軽傷を負わせた。これ以後、普天間第二小の生徒たちは米軍機が接近する度に避難をし、思う存分遊んだり、学んだりすることが難しくなった。また、2021年11月23日には、訓練中の米軍機から水筒が落下し、宜野湾市野嵩の住宅街にある民家の玄関先で見付かった。これらの事故は、宜野湾市で生活する市民の生命を脅かすものである。日米両政府は普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。しかし、実際には場周経路を外れた飛行は常態化している。これについて沖縄防衛局は、気象条件などのために米軍機が場周経路外を飛ぶこともあると説明している。しかし、保育園や小学校への送迎時には、毎日と言っていいほどCH53Eやオスプレイが上空を飛ぶ姿を目撃する。落下物だけではなく、低空飛行や騒音も子供たちの生活を脅かしている。緑ヶ丘保育園の子供たちは、お昼寝の時間を妨げられたり、おやつを食べながら耳を塞いだりということが日常になっている。普天間第二小の校庭には、危険を避けるための避難小屋が設けられた。しかし、子供を守るということは、米軍機の危険を子供たち自身が避けて避難するというような現実自体を変えることなのではないか。普天間飛行場の隣にある普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園の子供たちはずっと我慢を重ねてきた。場周経路外にある普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園上空の米軍機飛行禁止を要請する。</p> <p>沖縄の米軍基地周辺では、かねてからPFAS（有機フッ素化合物）による水の汚染が問題となってきた。2022年8月の土壌調査によって、普天間第二小の敷地の一部から米国基準の29倍に達するPFASが検出された。調査では三つの地点で土壌が採取されたが、このうち学校裏にある排水溝近くからは1キログラム当たり1,700ナノグラム、運動場のバックネット裏付近からは1,000ナノグラムの濃度のPFASが検出されている。PFASの健康被害についてはまだ分かっていないことが多く、日本では土壌の基準値の設定すらされていない。このような状況の中、小学校の敷地から高い数値でPFASが検出されたことを私たち保護者は大変不安に感じている。2022年8月に行われた土壌調査は市民グループによるもので、土壌採取は三つの地点のみにとどまっている。日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小の敷地全域の土壌調査を行い、汚染が特定された箇所については土壌を入れ替えるよう要請する。</p> <p>2017年の落下物事故の後、当時の緑ヶ丘保育園の保護者・保育者はチーム緑ヶ丘1207を結成し、12万筆の署名を集め、内閣府、防衛省、外務省に対し、事故の原因究明と原因究明までの飛行禁止、園上空の飛行禁止を要請した。その後も、沖縄県、宜野湾市、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所などを繰り返し訪れ、子供たちがさらされている危険を訴えてきた。しかし、事故から5年がたつ現在も、子供の命が守られるための改善が行われているとは言い難い現状がある。普天間飛行場では、騒音が大きな外来機の固定翼機の飛来が増えている。2017年度には外来の固定翼機の発着が236回であったのに対し、2018年度には1,520回、2019年度には2,678回だった。負担は増大するばかりである。また、コロナ禍以降、窓を開けての換気が必要な状況で、子供たちはすさまじい騒音にさらされている。空の安全を守るための活動を続けていこうとしていたところ、2022年には子供たちの通う小学校の土壌がPFASで汚染されていることが明らかになった。私たち保護者は、従来から訴えてきた空の安全が守られないだけでなく、水や土の安全も脅かされている現在の状況を許容することはできない。普天間の子供たちが置かれてる状況は、日本国憲法が保障する法の下での平等及び差別の禁止に反するものである。しかし、宜野湾市、沖縄県という自治体からの声だけでは状況を動かすことができない。普天間の子供たちが、日本の他の地域の子供と同じように安全・安心に暮らせる環境を実現していくため、これら日本全体で解決すべき問題として捉え、共に声を上げていただきたいと思う。</p> <p>ついでに、憲法前文が保障する平和的生存権に基づき、京都市会において以下の旨の意見書を採択し、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出することを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校上空（普天間小、普天間第二小、緑ヶ丘保育園）の飛行禁止。 2 日本政府の責任において、沖縄県及び宜野湾市と共に、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びPFAS汚染特定箇所の土壌の入替えを行うこと。 3 普天間の子供たちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること。 		
陳情者			
回付委員会	総務消防委員会		